

「裴駰の『史記集解』は八十巻本であった」ということについて

— 王鳴盛の「目録之学」をめぐって —

沢谷昭次

まえがき

筆者は、先頃、島根大学において「中国目録学」と題して一連の集中講義を試みたが、その際、王鳴盛の主張する「目録之学」なるものが、おおよそどのような意味を含んで述べられているのか、王氏自身が展開している文章の文脈の論旨に沿ってこれを理解してみようと、若干の考察を加えてみた。その結果、以下に述べるような幾つかの興味深い事柄が指摘できることに心づいたので、ここにその大要を報告する次第である。

一、「目録之学は、学中第一の緊要事」

「目録之学は、学中第一の緊要事にして、必ずこれに従いて塗を問えば、まさに能くその門よりして入るを得るなり。然れどもこの事は、苦学精究し、之を良師に質すに非ざれば、未だ明らめ易からざる也」⁽¹⁾

とは、「目録学」を講ずるに当たって殆んどすべての論者が引用する王鳴盛の文章であるが、これは、彼の名著『十七史商榷』の冒頭、『史記』を論ずる部分の最初において、「史記集解は八十巻に分てり」と題された一條の中で述べられている一節である。

通常、多くの論者は、この一節を、いわばこの一節を含む文章全体の内容からは独立扱いをして、原著者の展開している文脈・論旨の進行過程とは切り離れた形で受け止め、やや恣意的に解釈・利用しているようである。

つまり、論者の多くにとっては、王鳴盛のこの一節が、“目録学というものが、学問（この場合、中国の伝統的学問、経史子集の四部全体を包括する中国古典研究全体を一つのものとみる学問領域）に志す者にとって、最も緊急な

重要課題であり、いわば最初にとりかかる入門的分野である”と主張されているものと受け止め、その場合、どちらかというところの一節の文章全体の力点が前半部にあると解釈される傾向を生じ、そこでは何よりも先ず第一にとりかかる事柄としては、各人の研究対象に関連する文献資料の所在ないしはその資料の現状と過去、例えばそれがいつ頃成立した文献であるか、その成立に関わる事情を証拠だてるものとしての当該時代の書誌的記録、端的には何という目録ないしは文献資料に当該資料の名称・編著者名・巻数等々が著録されているのか、そして、それにつわる様々な諸事情の解明・解説といった事柄を調べ上げること、さらには当該資料の現状に至るまでの詳しい経緯、いわば研究史的事実をできる丈忠実に細大洩らさず調査すること、つまり、当該文献資料の具体的内容に即した特定の研究方法を駆使する前に、そのための準備段階として一般的書誌的考察を試みること、これが「目録之学は、学中第一の緊要事」と主張されることの意味内容である、と理解されているように思われる。⁽²⁾

王鳴盛のこの一節の含意を以上のように受け止めることは、必ずしも誤りとはいえないであろうし、抽象的・一般的理解としては、それでもよいとも思われるのであるが、しかし、王鳴盛自身「目録之学」をそのようなものとして考えていたかどうか、そうして、それが何故緊要なのか、ないしは、「明らめ易からぬ」ものと言っているのはどういう意味を含んでいるのか、つまりこの一節の文章の後半についての考察は抜け落ちているのではないかと、と反問してみると、そこにはかなり複雑な問題が伏在しているように思われる。つまり、王鳴盛自身は、この一節を、もう少し具体的な事実即して主張しているのであり、上述した二つの論点、なぜそれが緊要であり、最初にとりかかるべきことなのか、そして、それが明らめ易からぬのはなぜなのか、という二つの論点についても、もう少し王氏自身の展開している文章全体の文脈と論旨に即して検討してみる必要がある、と考えたいのである。

そもそも、王鳴盛の文章の冒頭は、以下の如くである。

「漢志には、史記百三十篇とありて、巻数無し。裴駰の集解は、則ち八十巻に分てること、司馬貞の史記索隱序に見ゆ。隋志は始めて一篇を以て一卷と

なし、又、別に裴注八十卷なるものを列す。新・旧の唐志も亦然り。何人の集解を刻せるか、亦一篇を以て一卷とせるかを知らず。疑うらくは宋人に始まるならん。今、予の據る所の常熟の毛晋の刻は正に此くの如し。裴氏八十卷の旧は、復た見るべからず、その分巻の若干なるを知らざるなり」⁽³⁾

この文章は、王鳴盛の『十七史商榷』という一連の著作の冒頭・開巻に位置しているものであり、これから『史記』という書物を取りあげて論ずるのであるが、その『史記』のテキストとして何をとりあげるかといえ、当時最良のテキストとして考えられていた毛氏汲古閣の刊行した『史記集解』であるが、『史記集解』のそもその姿は、八十卷本であつたらしいが、その原本の姿はもはや不明なのであつて、自分たちはこの実状から出発せねばならないのだ、といういわば確認のための手続きとして、過去の目録上の著録事実を列挙している如くに見うけられる。

すなわち、『史記』という書物は、そもそも『漢書藝文志』に著録された時点（AD78頃？）では「百三十篇」という形・実態をなしており、そこでは巻数による表示（史記百三十巻とか史記□□巻という形・実態）をとっていない。ところが劉宋（AD420～478）の裴駰が『史記』の注釈書を集成して『史記集解』という著作にまとめ上げた時には、「八十巻」という形・実態をとっていたらしい。そのことは、『集解』そのもの、および裴駰の伝記その他の関連資料の中では述べられていないが、唐代の『史記』研究家・司馬貞が『史記索隱』を著作した時（AD713～741頃？）に、その序文の中で、「宋外兵參軍裴駰、又取經傳訓釈、作集解、合為八十巻」と明記されていること、および唐代の作『隋書經籍志』（656）、五代の作『旧唐書經籍志』、宋代の作『新唐書藝文志』（1060）に、それぞれ、「史記百三十巻、史記集解八十巻」と併列して著録されている⁽⁴⁾ことによって、ほぼ裏書きされている。つまり、唐代においては、『史記百三十巻』と題された、恐らく白文（正文のみ）の『史記』がもはや『漢志』に記載された「百三十篇」ではなく、「百三十巻」という形・実態で存在し、これと併行して「百三十巻」ではなく「八十巻」という形・実態をとった、裴駰の『集解』が存在していた、ということになる。

以上に述べた事柄を、やや同義反覆的な嫌いはあるが、王鳴盛がこの文章で明示的に述べていない事柄を、筆者の補足的説明を混ぜてさらに内容的にパラフレーズしてみると、『漢志』において「百三十篇」の形態であった『史記』が「百三十卷」の『史記』に変わったということは、そこに恐らく形態上の変化が想定されるのであって、これは、多分、竹簡・木牘（乃至は帛書であったかも知れない）による編冊の形態をしていた『史記』百三十篇が、紙卷（乃至は絹本）の巻軸本の形態をとった『史記』百三十卷（この場合、必ずしも130本の卷子本とは限らない）として再生産されたということを意味するのである。

この事は、僅か一片のみの事例ではあるが、西域出土の『史記滑稽列伝』の断簡が現存する最古の『史記』テキストとしての出土遺例としてあり⁽⁵⁾、そのような編冊体の形から、紙本・巻軸装の卷子形態としての幾多の事例（敦煌鈔本乃至は日本各地に伝存する『史記』古鈔本）の如き姿に至る再生産・変遷の過程を辿ることによってほぼ裏付けられるからである⁽⁶⁾。

この事情は、当然、裴駰の『史記集解』の場合についてもほぼ同様な経過を経たものと予想されるのであるが、上述した通り、裴駰の『集解』は、目録的な著録として最初に登場した時点（司馬貞の『史記索隱序』）において、すでに「八十卷」と記録されていたのであって、それが「八十篇」という記録表示でなかったことは、すでに帛卷乃至は紙卷の如き、巻軸装本の形態で存在していたのではないかと推察される。少なくとも、唐の開元年間（AD713～741）に司馬貞が実見し、利用したと思われる『集解』八十卷は、恐らく巻軸装本であったと推定するのが妥当な解釈であろうと思われ、この事情は多分、『隋書經籍志』の成立した唐初（650年前後）においても、ほぼ同様であったと思われる。その実情は、前述した敦煌鈔本・日本古鈔本の事例の中に占めている数多くの『史記集解』残巻の存在によって、十二分に裏書きされているといえよう。王鳴盛は、上述の文章の中で「何人が集解を刻したのか、また一篇を一巻としたのか判らない」と述べているが、現在知られている『史記』古版本の最古のものは、北宋版の『史記集解』であり⁽⁷⁾「宋人に始まるか」との王氏の所説はほぼ妥当なものであり、これに先行する唐・五代における出版の可能性

もないではないが、現在のところは未発見である。

してみれば、そもそも王氏が『十七史商榷』を執筆する動機の一つと思われる毛氏汲古閣の刊行した「十七史」が、『史記集解』を内包するものであり、その『史記集解』が、宋版の系統を引く善本集解であったことは、王氏がさし当たり自己の著述を進めるに当たっては、ほぼ妥当な底本の採用をしたことを意味するのであり、集解本の旧の姿である「八十卷本」の実態を知りたいというのは、いわば当時の王氏にとっては「望蜀の歎」であったのではないかと推察されよう。

しかし、王氏は、ことさらにその事を一言明記しておく必要を認めていたのであろうし、その必要と考えた意識の底には、実は以外な事情が伏在していた事を、王氏自身はあるいはボンヤリと気づいていたかも知れないが、敢えて明言するまでには至っていなかったのではないかと推察される。

筆者は、以上の叙述において、実は、王氏自身がその当時預かり知り得なかった幾つかの事実を挿入、援用したのであるが、それは、この百年間余にわたって展開した、幾多の考古学的発見の事例の引用・紹介であり、また、嘉慶2(1797)年に歿くなった王氏にとっては、阮元が『十三註疏校勘記』(嘉慶20年・1815刊)の編纂に当たって承知していた事実、隣邦日本に相当量の佚存書乃至はこれに基づく古鈔本が存在しており、その検討が進められつつあるといった当時の学界にとっての注目すべき新情報も、十二分には熟知し得なかったかも知れない。(『蛾術編』巻二、説録二、七經孟子攷文補遺、参照。)

王氏にして、もし、現在の我々が承知しているような、上述した『史記集解』のテキストの諸相に関する基本データを知悉する機会があったならば、「斐氏八十卷の旧は復た見るべからず、その分卷の若干なるを知らず」という形では、この一節を結ばなかったのではないかと筆者には思われてならない。

以下、項を改めて、この点をもう少し解明してみたい。

二、「然れども、この事は、苦学精究し、之を良師に質すに非ざれば、未だ明らめ易からざるなり」

筆者は、前項において、王鳴盛が裴氏『集解』の八十巻本の旧を知りたいと述べたのは“望蜀の歎”であったのではないかといひ、しかも王氏がこれに固執したのにはそれなりの理由があったのではないか、そこには王氏自身が半ば無意識的に半ば意識的に曖昧に付している幾つかの事柄が伏在しているのではないかと述べたのであるが、この点は実は王氏が「目録之学」なるものをどのように位置づけているかに深く関わる問題でもあった、と思われる。

即ち、王氏は、先に引用した『史記集解』に関する冒頭の一節にすぐ続けて、しかし一行行を改めて提高した形で、

「目録之学は学中第一の緊要事にして……」という有名な一節を書き出しているものであり、この文章の論旨を字義通りに受け止める限りでは、文章の力点はむしろ後半の部分、

「然れども、この事は、苦学精究し、之を良師に質すに非ざれば、未だ明らめ易からざるなり」

とある部分におかれていると考えられる。しかも、この後半部分は、すぐその直後に続く一節、

「宋の晁公武より、下は明の焦弱侯一輩の人に迄るまで、皆学識未だ高からざれば、未だ古書の眞偽是非を剖断し、その本の佳悪を辨じ、その譌謬を校すには足らざる也」⁽⁸⁾

とある部分に連続しているのであって、つまり、この時点で王鳴盛の抱懐していた「目録之学」とは、「古書の眞偽是非を剖断し、その本の佳悪を辨じ、その譌謬を校すに足りる」だけの学識を備えるに資するもの、と考えられていたに違いないのである。そして、その事を当面する『史記集解』の実態如何をめぐる問題に焦点を絞っていえば、徹頭徹尾『集解』八十巻本の旧を究めんとするにあつたらしい。なぜならば、王鳴盛は、この一節にすぐ引き続いて、蔵書家某氏に対する批判を展開するのであるが、その主要論点は、某氏が自らの家蔵書として誇る所謂『開元本史記』の実態究明であり、また「宋版」数種を

混成した「百衲本史記」百三十巻を誇る姿勢を痛烈にこきおろして、

「百衲本は既に一百三十巻に分たれたり、開元本の分巻の若干なるか、その斐駟の旧に仍れるか、抑もすでにこれを改めたるか、某の学は以て此を知るに足らず、竟に未だ嘗って討論して之に及ばざるなり」⁽⁹⁾

と『集解』八十巻本の旧を追究することに、その主眼点を置いて結んでいる辺りに、その意気込みのほどが看取されるからである。

かくして、王氏の某氏に対する結論は、

「某の如きは、但能く書を蔵するものと云うべきも、未だ敢えて能く書を校し能く書を読むものと為すを許さざるなり」⁽¹⁰⁾

という、某氏の姿勢に対する殆ど全面的否定に近い激越な評言に終っている。ここで王氏に引き合いに出されている「某氏」が、『読書敏求記』（雍正7年序刊）の著者・銭曾であることを思うと⁽¹¹⁾王鳴盛の評言の苛烈さもまたその学风の一端を窺わしむるに足りるといえよう。

王鳴盛が、かくもくり返し主張している『史記集解』八十巻本の旧は、現在、ほとんどその実態を究明するに足りるだけの十分な手がかりは見当たらない。ただ、いささか消極的な手がかりかと目すべきものがないでもない。それは、いわば発想の転換であり、王鳴盛自身が半ば無意識的に主張しているのではないかと思われる、現行『集解』百三十巻本と「旧八十巻本」との内容関係如何の究明である。

王鳴盛は、くり返し、「八十巻本の旧」といい「斐駟之旧」という表現で述べているにすぎず、その現行本『集解』（それは基本的には毛刻『集解』百三十巻本の実情と見なしてよい）との関係如何については敢えて明言していないのだが、両者の内容的関係について王鳴盛が、ほぼどのような関係を想定していたかは、基本的には曖昧に付されている。

即ち、斐駟の著作『史記集解』八十巻なるものは、そもそもその成立当初においては、あるいは、それが『史記索隱』・『隋書経籍志』等の書誌的著録に登場して来た時点では、おおよそどのような形態のものであったのか。

この点についての素朴なイメージが、実は誰によっても与えられていないか

らである。

例えば、『史記集解』なるものは、

(A) 『史記』本文に裴氏の集大成した注解部分を附載した、いわゆる「附注本」、現行『史記集解』本と同一の内容を備えたものであったのか（もちろん、その分巻は、百三十巻ではなく、「百三十篇」を包含した「八十巻」仕立てであったのであろう）、それとも (B) いわゆる『単索隱本』と呼ばれる司馬貞の著作『史記索隱』三十巻、が『史記』の該当箇所的一部分を引用・掲出して、その下に司馬貞自らが集成した注解部分（索隱）を附載するといった形式の、経書の訓詁書の事例に多く見られるいわゆる「単疏本」的な、注解部分を主要部分とする著作物として、登場・流布していたと考えられているのか、である。

上述した王鳴盛の文章の中での表現では、この点が甚だ曖昧なままに議論が進められている感觸を受けるのであるが、果たしていかがであろうか。

従来、この点についての有力な所説としては、どちらかといえば (A) よりも (B) の考え方を主張する専門家が⁽¹²⁾多く、司馬貞の『索隱』・張守節の『正義』が、ともに三十巻として『隋志』以下に著録され、『索隱』は現存し、『正義』も「単正義本」の形で宋代まで存在したと見なされており、それらに比べて『集解』八十巻も、恐らく「単集解本」という形で、少なくとも唐代までは存在していたのであろう、と推測されているように見うけられる。

しかし、一方において王鳴盛は、『十七史商榷』の第二條において、「索隱正義は皆単行す」という標題を掲げて、『索隱』三十巻、『正義』三十巻の紹介を行って、それらが何れも「単行」であり、「正文」を伴っていないことを明記しているものの、所謂「単集解本」の存在を思わせるような表現は一切していない。さらに、「今本」では、それらが『史記』正文の当該箇所に散入してしまったこと、毛晋が『集解』本を専刻した外に、又、別に手に入れ刊行した『北宋刻単索隱本』の重刻本のみが司馬貞の本来の面目を伝えるもので、『正義』は佚亡してしまったと結んで、この篠を終えている。⁽¹³⁾

以上のような王氏の叙述の展開を見ると、我々はそこに王氏が敢えて明言し

てはいないが、恐らくは前述した（A）に近いと思われる、以下のような見解を抱いていたのではないか、あるいは、そのような見解は、いわば当時の常識であって、敢えて念押しするかのように公言するほどのことではないと考えていたのではないか、と推察することができるのではないだろうか。筆者が敢えて発想の転換を喚起したいというのは、この点である。

即ち、裴駰の『史記集解』は、その成立当初においても、またその書誌的著録に登場した八十巻本の時点においても、すでに今日伝えられ、我々が実見・利用している「附注本」の姿をしたもの、すなわち北宋刻本の百三十巻本の『集解』と同一内容の実態を備えていたのではないのか、つまり、その「八十巻本」なる体裁の実態は、「史記百三十篇」の内では比較的長篇に属する一篇は、そのままそれぞれ一巻仕立ての巻軸装本にまとめられ、やや短篇に属する二乃至三篇は、一まとめにされて一巻仕立ての巻軸装本に収められる、といった経過を経て、全体としては「史記百三十篇」の附注本が、「八十巻」の附注本『史記集解』として形成されたのではあるまいか。『史記集解』が『索隱』や『正義』の如く三十巻の形ではなく、「八十巻」の形であったことこそ、何よりも有力にその痕跡を止めているとあってよいのではないだろうか。⁽¹⁴⁾これに比して、『索隱』および『正義』の場合には、それぞれが三十巻という巻数の少なさから考えても、またそれぞれが成立した唐初という時点における訓詁的書籍の制作・輩出状況から考えても、すでにその成立当初から「単疏本」的な形式で成立した著作物であった、と考えられるのである。

以上の推論は、現存するすべての『史記』古鈔本がすべて『史記集解』（附注）本であり（正文のみの古鈔本は今の處発見されていない）、一方において『隋志』、『唐志』に見える『史記集解』八十巻は、ほぼこれらと併行する時点で作成された我が国の『日本国見在書目』においては、『史記』百三十巻という正文本の形では著録されておらず、『史記集解』八十巻としてのみ著録されていることによっても裏書きされるのであって⁽¹⁵⁾これらの事実から導き出される結論としては、かの敦煌出土の古鈔本例が、恐らくは『隋志』・『唐志』に著録された『史記集解』八十巻の流れを汲むテキストの遺存例であると考え

らえるのと同様に、我が国に伝存する古鈔本『史記集解』の一群は、恐らく『日本国見在書目』に著録せられた『史記集解』八十巻の流れを汲むテキストの遺存例に他ならないと推測することが、最も自然妥当な見解であろう、と思われる。

さらにはまた、これら古鈔本の実例の幾つかの内には、先に述べた推論を支持するに足る若干の注目すべき事実が検出されるのであって、その一つは、古典保存会の影印になる、石山寺旧蔵の『史記集解・張丞相列伝第九十六、酈生陸賈列伝第九十七』の連綴一卷の存在であり⁽¹⁶⁾他の一つは『猿投本史記集解』に見られる「管蔡世家第五」と「陳杞世家第六」の連綴部である。⁽¹⁷⁾両者は、いずれもその本来の姿、即ち「裴駟史記集解八十巻の旧」状を反映・存続して今日に至っていると考えられるのである。〔図版1および2参照〕

これら古鈔本におけるかかる実例は、かの吐魯蕃出土『卜天寿抄鄭注論語』の実例を引き合いに出すまでもなく、古鈔本が巻軸裝本として成立する時点に当っては、極めて一般的な事例であったと考えられる。この点は、版本以後の冊子体における巻数仕立ての事例のみを見馴れて来た近代の研究者達が、ともすれば見落としがちなる一種の盲点であろう。注意して刊本の実況を見つめ続けてくれば、宋版と称するものの内にも、より古い形を備えた「某々書第一」という巻頭の表示が、より新しい形である「某々書巻第一」という形へと遷り変わって行っている傾向が、ほんの二・三の事例を注目するだけで十二分に看取されるからである。前者は「編綴された書冊としての鈔本」の旧態を反映・存続しているものであり、卷子本の圧倒的多数において、その形式は踏襲されている。そこでは、「一篇を以て一卷となす」という形は未だ登場しておらず、むしろ複数篇が一卷をなすという形の方が数多く見うけられるのである。

もし、王鳴盛が、かかる全体傾向とその実態を反映した古鈔本の実例について熟知していたならば、恐らくは、裴駟八十巻本は、宋刻百三十巻本とその内実において同一のものであり、ただ巻帙の仕立て方において若干の変様を伴っていたものであろう、と推測しえたのではあるまいか。筆者は、ここに、王鳴盛のために、「八十巻の旧」の全体像は、現在の時点においても十二分の証拠

をもってしては確認しえないにしても、その一斑を知るに足る手がかりだけは提供されているものと指摘しておきたい。

三、「予、笑って答うる能わず」

王鳴盛は、「史記集解は八十巻に分てり」の文章を、次のように結んでいる。

「或るひと予に問いて曰く、読書は但だまさにその意と理を求むべく、巻帙の離合は何の関繫あらん、而るに予は斷斷として此くの若くなるか、と。予、笑って答うる能わず」⁽¹⁰⁾

「予、笑って答うる能わず」とは、いささか顧みて他を言うが如き口調に感ぜられるが、王氏にとって、八十巻本の旧が瞥見しえなかったことへの歎きが、この短い言辞の間に滲み出ている、と評することもできようか。

しかし、ここで王氏が他人の口を借りて述べている「巻帙の離合」とは、具体的には「斐駟八十巻本の旧」の実態の究明という問題であって、少なくとも王鳴盛がこれから数十箇條にわたって『史記』の内容を問題にしてゆくに当たって、先ず第一に確認しておく必要を感じた問題なのであり、そのためには、当然のこととして『漢志』より『兩唐志』に至る目録上の著録の実態を究め、さらに現に依拠する毛氏汲古閣本『集解』の由来するところとその周辺の事情を再確認したのであって、その際、いわば表面・外見的な問題である、そのテキストが宋版であるか否かなどという賞鑑的な姿勢よりも、そこに盛り込まれているテキストの内実如何をこそ問うという姿勢の有無の問題であった。それこそは、正に「学中の第一の緊要事」であり、古書に述べられている事柄の真偽を判定し、そのテキストの善悪を辨別し、その事柄の誤りを正すという、「目録之学」の効用そのものに他ならないのであって、ひいては、それが新しい事実の発見につながり、後世の人をも益することになるのであって、それは正しく苦学精思するののでなければ容易には明らかにしがたいのだ、という学問研究のいわば王道を志す者としての意気込みの一端が、この去りげない一節の言外に秘められているのだ、といったら過言であろうか。筆者は、王氏のこの一文を『十七史商榷』の巻頭を飾るに足るにふさわしい一條であると信ずるが、そ

れはまた、まさに「目録之学」に対する、このような王氏の息づかいを感じさせるものがこの一條に迸り出ているからに他ならない。敢えて、拙い一文を草して所感を略述した次第である。

四、むすびに代えて

以上で筆者の基本的な主張はほぼ尽きているが、以下些さか蛇足と思われることを付け加えておこう。

すでに明敏な読者はお気づきのことと思われるが、『隋志』に見え、司馬貞の『索隱』序にいう『史記集解』八十巻本が、『漢志』に見える「百三十篇」の『史記』正文を含んだもので、恐らくは「八十巻」（多分八十本）の巻軸装本であったと推定されるとすれば、そのような事情は、もう少し広い視野に立って考察を加えた場合、幾多の興味ある事例を想定する可能性を開くものと考えられるであろう。

例えば、そこには、『隋志』乃至は『日本国見在書目』において『史記百三十巻』と著録されているものの実態が、必ずしも百三十本の巻軸装本ではなかった可能性をも含むのである。つまり、「百三十篇」の『史記』の「附注本」としての『史記集解』八十巻が八十本の巻軸装本に収まりえるものであろうならば、正文のみの「百三十篇」の『史記』が百三十本の巻軸本でなければならぬはずはないからである。また、かつて、金谷治氏が『卜天寿本鄭注論語』の解説において、現行二十篇のすべてを含む「四巻本論語」の存在に一抹の疑義を表明せられたことなども、この観点からすれば至極当然の四巻本として、その存在が納得できるのである。⁽¹⁹⁾

そして、そのような可能性をアレコレと勘案した結果、やはり『史記集解』八十巻とは八十本の巻軸装本ではなく、「単集解本」の八十巻本であり、それは八十本とも、『単索隱』や『単正義』の如き三十本とも、断ずることはいまの時点では不可能なのだ、というやや消極的な結論へと落ち着いてしまうのかも知れない。

しかし、筆者は、あえてここでそのような波瀾を秘めた可能性の追求をアレ

コレと試みてみるべきではないか、と提案したい。そして、そのような可能性を孕んだ開かれた視野の下でこそ、より地平を拡げた発想で中国の古文献の再検討を展開しうるのではないかと期待するのである。

即ち、『隋志』乃至は『両唐志』（ひいては、北宋時代のほぼ全期にわたって）によってカバーされる時期の中国古文献の在り方は、いわば巻軸体と冊子体との混淆時代であったと推測されるのであって、時代が古ければ古いほど巻軸体の書物の占める比重が大であったに相違なく、新しい時代・南宋時代に近づけば近づくほど冊子体の書物の比重が多数を占める、といった状況であったに違いない。我々は、その好個の事例の一つを、かの敦煌出土古鈔本並びに古版本の遺存状況に照らして窺い知ることができるのである。

しかも、この一連の推移状況の背景として展開している膨大な古鈔本の消滅過程、それは、一つには各種各様の『単注・単疏』本が消滅してゆく過程であり、同時に「附注本」乃至は「合注本」へと収斂されてゆく過程でもあったと思われる。「版本の登場が、善良なる鈔本を駆逐した」といわれる、宋代における第二次情報文化時代の隆盛は、木版印刷の実用化・普及化の促進による伝統的な知的遺産のより広汎なる伝播を結実した偉大なる文化運動の推進であったが、同時にまた、古典的・貴族的学芸伝授、師子相承の伝統的手法とその担い手たちをも一掃し去った「グレシャムの法則」の貫徹してゆく諸様相でもあった、と推測されるのである。

そこには幾多の古典籍が蒙った悲喜劇の余響が反映しているのであって、『淮南子』における高誘注と許慎注の混淆とか、『論語』の鄭注や皇疏の埋滅もあれば、逆に『古文尚書』の擬古性に対する検討も論議されたのであった。筆者は、目下病み上がりの衰残を養う身であって、上述した如き、魅惑に満ちた新分野の開拓に全力を投入するだけの余裕を持ち得ないのを憾みとするものであるが、この文章を眼にした幾多の春秋に富める読者たちが、漢・六朝・唐・宋間の変転に満ちた「篇」・「卷」・「冊」の推移を再検討して、興味深々たる実り多い成果をもたらしてくれることを期待して、敢えて一言した次第である。

(1992. 3. 11記)

附注

- (1) 王鳴盛『十七史商榷』卷一。
- (2) 例えば、姚名達『目錄学』（1938）の第一卷原理篇第四節「目錄学是什麼」の條、また、近刊の武漢大学・北京大学《目錄学概論》編写組編著『目錄学概論』（1982）20頁以下、及び徐召勛『学点目錄学』（1983）1頁以下、といった現代的読者・学習者を対象とした著作においても、この姿勢は共通したものがあるように見うけられる。
- (3) 王鳴盛『十七史商榷』第一。
- (4) 三志の記載は多少の出入があり、『隋志』において、「史記百三十卷、目錄一卷 漢中書令司馬遷撰。史記八十卷 宋南中郎外兵參軍裴駙注」とあるのが最も詳細かつ著録法に適ったものであり、『旧唐志』と『新唐志』が、それぞれ「史記百三十卷 司馬遷撰。史記八十卷 裴駙集解」および「司馬遷史記一百三十卷。裴駙集解史記 八十卷」とあるのは、いわばそれぞれの目録の体例に沿った著録法を反映したものと見られよう。そして、この三者を比較した時、我々は、そこに後述する「裴駙之旧」を探る手がかりが潜んでいる、と考えられないでもない。つまり、「裴駙注」とある表現には、「正文」を主とした「附注本」の如き印象が漂っているともいえないのではないのに比して、「史記八十卷 裴駙集解」乃至は「裴駙集解史記 八十卷」という表現には、何がなしに「単集解本」かの如き印象を与えられるからである。
- (5) 羅振玉影印『流沙墜簡』所収（水沢利忠『史記会注考證校補』八、図版二〇六参照）。
- (6) 水沢利忠「史記之文献学的研究」第一章史記古鈔本、（二）残存する史記古鈔本、参照。（水沢利忠『史記会注考證校補』八、所収）。
- (7) 現在知られている最古の『史記』刊本は、北宋淳化5年（994）の国子監刊本であるが、これは現存しておらず、景祐年間（1034～1038）の刊本が現存最古と見られている。
賀次君『史記書録』（1958）二九頁以下参照。

- (8) 王鳴盛『十七詩商榷』卷一。
- (9) 同 上。
- (10) 同 上。
- (11) 賀次君『史記書録』九八頁の「百衲宋本史記一百三十卷」の條に引用している錢曾『讀書敏求記 史記下』にいう、「唐は老子を尊びて元元皇帝となし、史記列伝の首に升せたり。余が藏せる宋刻史記は四あり、而して開元本も亦その一なり。今、此の本は乃ち諸々の宋版を集めて共に一書を成す、小大長短ありて、各種みな備われり。李沂公は絲桐の精なる者を取りて、雜掇して一琴をなし、之を百衲と謂えり。予も亦戯れに此に名づけて“百衲本史記”となし、以て同人の一笑を発せしむ」と。
- (12) 張元濟『校史隋筆』(19)「史記」の條、賀次君『史記書録』三七頁、「史記索隱三十卷」の條、および水沢利忠「史記之文献学的研究」第四章 単注本、第一節 単集解本、(一) 解説、二頁参照。(水沢利忠『史記會注考證校補』九 所収)。最近の所説としては、尾崎康「史籍」二、正史、315および316頁参照(講座敦煌5『敦煌漢文文献』1992年、所収)がある。
- (13) 王鳴盛『十七史商榷』卷一。
- (14) 葉德輝が『書林清話』卷一の「書之稱冊」の條において、「古書は衆簡を以て相連ねて冊を成す。その稱を沿するもその義を失えり。……」といい、さらに「……北宋刻の史記は三十冊に分てり、版心に数目を注せり……」と以下宋版における卷冊の関連について一連の記述を展開しているのは、後述する如く、卷子本から冊子本への変遷過程を考察する上でも甚だ示唆的ではないだろうか。『索隱』、『正義』がともに恐らくは「単注本」であって「三十卷」であったことと、「八十卷本」の『集解』が冊子体においては「三十冊」に成ったということは、偶然の暗合とは考えられないのである。
- (15) 『日本国見在書目』の著録は、『隋志』の方式を踏襲したもので、「史記八十卷 漢中書令司馬遷 宋南中郎外兵參軍裴駰集解」とある。
- (16) 水沢利忠『史記會注考證校補』八、図版二一四参照。

- (17) 「猿投神社蔵史記古鈔本」三四頁参照（水沢利忠『史記会注考證校補』九、所収。）
- (18) 王鳴盛『十七史商榷』卷一。
- (19) 金谷治「鄭玄と『論語』（『唐抄本鄭氏注論語集成』、1978年、所収）406頁以下参照。

夫鄙君守之數年不得匡君居之未滿
歲而韋丞相死即代之矣豈可以知巧
得哉多有賢聖之材困厄不得者甚
衆也

張丞相列傳第卅六 史記九十六

酈生陸賈列傳第卅七 史記九十七

酈生食其者陳留高陽人也徐廣曰今在國縣者好
讀書家貧落魄無以為衣食業應邵曰落魄無之也
晉灼曰落魄義同為里監門然吏縣中賢豪不
敢役縣中皆謂之狂生及陳勝項梁等
起諸將徇地過高陽者數十人酈生問

圖版 1 石山寺藏殘張丞相列傳及酈生陸賈列傳 依古典保存會影印本

夫鄭君守之數年不得匡君居之未滿
歲而韋丞相死即代之矣豈可以知巧
得哉多有賢聖之材困厄不得者甚
衆也

張丞相列傳第卅六 史記九十六

酈生陸賈列傳第卅七 史記九十七

酈生食其者陳留高陽人也徐廣曰今在國縣者好
讀書家貧落魄無以為衣食業應邵曰落魄無之也
晉灼曰落魄義同為里監門然吏縣中賢豪不
敢役縣中皆謂之狂生及陳勝項梁等
起諸將徇地過高陽者數十人酈生問

夫鄙君守之數年不得匡君居之未滿
歲而韋丞相死即代之矣豈可以知巧
得哉多有賢聖之材困厄不得者甚
衆也

張丞相列傳第卅六

史記九十六

酈生陸賈列傳第卅七

史記九十七

酈生食其者陳留高陽人也徐廣曰今在國縣者好
讀書家貧落魄無以為衣食業應邵曰落魄無之也
晉灼曰落魄義同為里監門然吏縣中賢豪不
敢役縣中皆謂之狂生及陳勝項梁等
起諸將徇地過高陽者數十人酈生問

圖版 1 石山寺藏殘張丞相列傳及酈生陸賈列傳 依古典保存會影印本

夫鄭君守之數年不得匡君居之未滿
歲而韋丞相死即代之矣豈可以知巧
得哉多有賢聖之材困厄不得者甚
衆也

張丞相列傳第卅六 史記九十六

酈生陸賈列傳第卅七 史記九十七

酈生食其者陳留高陽人也徐廣曰今在國縣者好
讀書家貧落魄無以為衣食業應邵曰落魄無之也
晉灼曰落魄義同為里監門然吏縣中賢豪不
敢役縣中皆謂之狂生及陳勝項梁等
起諸將徇地過高陽者數十人酈生問

十四年曹伯從之乃背晉于宋宋景公伐之晉人不救十五年宋滅曹執曹伯陽及公孫彊以歸而殺

太史公曰余尋曹共公之不用僂負
羈乃乘軒者三百人知唯德之不建
及振鐸之夢豈不欲引曹之祀者哉
如公孫彊不脩厥政叔鐸之祀易忽

管蔡世家第五

史記三十五

陳杞世家第六

史記三十六

陳胡公滿者舜之後也昔舜為

圖版 2 猿投神社藏史記古鈔本 管蔡世家及陳杞世家

十四年曹伯從之乃背晉于宋晉
宋景公伐之晉人不救十五年宋滅曹執曹伯陽及公孫彊以歸而殺
曹遂絕其祀
太史公曰余尋曹共公之不用僂負
羈乃乘軒者三百人知唯德之不建
及振鐸之夢豈不欲引曹之祀者哉
如公孫彊不脩厥政叔鐸之祀易忽
諸

管蔡世家第五 史記三十五

陳杞世家第六 史記三十六
陳胡公滿者虞帝舜之後也昔舜為